

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長  
( 公 印 省 略 )

「都市計画法開発許可申請の実務」等の一部改正について (通知)

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、令和 7 年 4 月 1 日から手数料の改定が実施されること等に伴い、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条による審査基準である「都市計画法開発許可申請の実務」(以下「実務」という。)及び実務に抜粋が掲載されている取扱要領等 (以下「関連要領等」という。)について、下記のとおり (詳細は別紙参照) 改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

(1) 実務の改正

項目	改正概要	改正箇所
手数料改正	・ 行財政運営方針に基づく手数料改定	11 章-5、 13 章 1~4
	・ 完了公告前建築等承認申請 (都市計画法第 37 条) に係る手数料の徴収開始	13 章-2
	・ 都市計画法施行規則第 60 条証明の証明対象拡大 (許可不要証明等を追加)	8 章-4・5、 13 章-3
運用改善	・ 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号による許可不要に係る主体性要件を削除 (農業用倉庫等 (住居以外))	2 章-18, 19
	・ 開発工事廃止届の受付要件を削除	8 章-3
	・ 「都市計画法第 42 条の建築等の制限における予定建築物の取扱いについて」の改正 ((2)参照)	9 章-6、10
その他所要の規定整備	・ 引用条項ずれ等の修正	2 章-5・35、6 章-3、9 章- 13、10 章-13
	・ 「沿道サービス施設の取扱基準」の改正 ((2)参照)	6 章-19~21

(2) 関連要領等の改正

関連要領等	改正概要	改正箇所
沿道サービス施設の取扱基準	・ 産業分類の改定に伴う規定整備	6 章-20
	・ 対象の明確化	
都市計画法第 42 条の建築等の制限における予定建築物の取扱いについて	・ 構造の変更を伴う増改築について都市計画法第 42 条の許可が不要となるよう取扱いを変更	9 章-6

2 適用日

令和7年4月1日

3 その他

- ・改正後の全文を府ホームページに掲載予定
- ・実務は、盛土規制法の本格施行に伴い、令和7年5月1日にも改正を行う予定

担 当	建築指導課開発指導係
メール	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344